

令和 6 年 中間市農業委員会総会（11 月）議事録

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 11 日（月）10 時 00 分開会～10 時 40 分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 第 1 会議室
3. 出席委員 6 名 会長 柴田 功 1 番 貞末 照 2 番 白橋 宏
3 番 貞末 重雄 4 番 日高 靖 6 番 井上 俊子
4. 推進委員 3 名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 2 名 阿部 伊知雄、柴田 広辞
6. 事務局 4 名 宮崎事務局長 花田補佐 坂本 熊井
7. 議事日程について
議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)
議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）

【議事内容】

〇〇議長：ただいまの出席委員は 6 名で委員定数の過半数に達しています。よって、令和 6 年 11 月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

報告についてはございませんので、議決事項を議題といたします。

議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の 1 ページをご覧ください。議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」についてご説明します。こちらは、農地を所有者から農業振興推進機構へ売り渡し、その後、担い手が機構から買い入れる流れとなっております。今回 1 件申請されておりますのでご説明します。

1 件目、農地の所在中間市大字下大隈字土手外〇〇〇〇。面積 1,821 m²。同じく字宮田〇〇〇〇。面積 616 m²。同じく字尾尻〇〇〇〇。面積 589 m²。同じく

〇〇〇〇。面積 1,185 m²。所有権を移転する者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号。利用目的田。売買価格 2,791,350 円。移転の時期及び支払期限令和 6 年 11 月 25 日。支払方法は口座振替。今回の申請は所有者の代理として成年後見人が裁判所の許可を得て売買手続きを行っております。ただいまご説明した農地につきましては、2 ページから 3 ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

はい、〇〇〇〇委員。

〇〇委員：最近、農地を売りたいという所有者が増えている。地域計画で地区の人で探すこととなるがなかなか買い手が見つからない。機構の方で探せないのか。

利用権設定も貸し手と借り手で決めるのではなく、機構が全て借り上げて担い手に貸せば良いのではないか。

〇〇議長：利用権設定は本来、白紙委任で行うものですが、所有者の意向が大きい傾向があります。また、始まった当初は担い手同士で農地の取り合いとなる恐れもあったので今まで契約していた人での更新でした。それが今も踏襲されている状況となっています。

〇〇委員：わかりました。

売買の件ですが、もし、地区内に農地の購入希望者が見つからなかった場合は事務局に返してもいいのですか。それとも私たちが別の地区の農業委員等に情報を渡すのですか。

事務局：地区内に農地を購入希望者がいない場合は、事務局から他の地区の農業委員及び推進委員へ情報提供を行いますのでその際にご報告ください。

〇〇委員：わかりました。

〇〇議長：他にご意見ご質問等はありませんか。

無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第 20 号を終わります。

つづきまして、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の 6 ページをご覧ください。議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」ご説明いたします。この申請は農地のまま所有権を移転する内容となっており、農業経営をされる者が対象となります。今回 1 件申請されておりますのでご説明します。

農地の所在中間市朝霧三丁目 1317。面積 684 ㎡。譲渡人〇〇〇〇。住所中間市朝霧三丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所北九州市小倉北区井堀〇〇〇〇。こちらの農地の位置図及び写真につきましては 8 ページ及び 9 ページに載せていますのでご確認をお願いします。

8 ページの位置図をご覧ください。緑の着色をしている箇所部分が譲受人が既に耕作している農地で写真は 9 ページに添付しております。

資料 7 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の農地の権利移動は、同条第 2 項に全て該当しない場合が権利移動を受けられますので調査書の結果をご報告します。第 2 項第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当いたしません。第 2 項第 2 号農地所有適格化法人以外の法人。譲受人は個人であり、法人では無いため該当いたしません。第 2 項第 3 号信託。こちらは信託ではないので該当いたしません。第 2 項第 4 号農作業常時従事。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれますので該当いたしません。第 2 項第 5 号転貸禁止。許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり転貸には当たりませんので該当いたしません。第 2 項第 6 号地域調和。申請地では、野菜の作付けを行い、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、地元推進委員がいないため〇〇委員及び〇〇委員と事務局で対象農地の現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認しています。

また、申請者の住所が北九州市小倉北区となっておりますが、実際は申請地の近隣にある実家に住んで父の介護をしながら、父名義の所有農地を耕作しているとのこと。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありました、何かご意見はありませんか。

今回の申請地は市街化区域内農地で農地のまま売買することはなかなかありません。家庭菜園として転用するというのも有り得ますが、申請者が販売等を行って農業経営を行っていくという申し出がなされておりますので、年1で販売証明等を提出してもらった条件付きでの許可を行うこととしてはどうかと思っています。

〇〇議長：その他ご意見等はありませんか。

それでは、採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。はい。ありがとうございます。全員賛成のため原案のとおり承認されました。これで議案21号を終わります。

続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

〇〇議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、〇〇委員、〇〇委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員
